

「やまがた創生」に関する連携協定書

山形県並びに山形県信用金庫協会（以下「協会」という）及び協会加盟信用金庫（以下「加盟信用金庫」という）は、相互の連携を強化し、山形県が推進する「やまがた創生」に協力するため、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、山形県並びに協会及び加盟信用金庫がそれぞれ有する人的・物的・知的資源を有効に活用して協働することにより、「やまがた創生」の実現に資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 山形県並びに協会及び加盟信用金庫は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携、協力する。

- （1）産業振興・雇用創出に関する事
- （2）人材の県内定着・回帰に関する事
- （3）総合的な少子化対策に関する事
- （4）活力ある地域づくりに関する事
- （5）その他、「やまがた創生」の推進に関する事

2 前項各号に定める事項を効果的に推進するための具体的な取組内容及び実施方法については、山形県並びに協会及び加盟信用金庫において、別途、個別に協議するものとする。

（守秘義務）

第3条 山形県並びに協会及び加盟信用金庫は、本協定に基づく活動において、相手方より知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について相手方との間において守秘義務があることを確認する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（有効期間）

第4条 本協定は、協定締結の日から発効し、有効期間は1年間とする。ただし、本協定書の有効期間満了の日から1か月前までに山形県、協会又は加盟信用金庫から申し出のないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（疑義の決定）

第5条 本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じた事項については、山形県並びに協会及び加盟信用金庫が協議の上、決定する。

本協定の締結を証するため、本協定書を6通作成し、それぞれ1通を保有する。

平成27年12月25日

山形市松波二丁目8番1号
山形県知事 吉村 美栄子

米沢市大町五丁目4番27号
山形県信用金庫協会
会 長 種村 信次

山形市鉄砲町二丁目18番5号
山形信用金庫
理事長 山口 盛雄

米沢市大町五丁目4番27号
米沢信用金庫
理事長 加藤 秀明

鶴岡市馬場町1番14号
鶴岡信用金庫
理事長 佐藤 祐司

新庄市本町2番9号
新庄信用金庫
理事長 井上 洋一郎